

後期高齢者医療制度の保険料

記号の見方 曜日 時 場 会場 内容 対象 定員 費 参加費 申 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ

444-0815

八街市国民健康保険に加入されている方へ

病院の窓口で支払う医療費負担額が軽減される認定証の交付申請を受け付けています。平成28年7月31日が有効期限の認定証をお持ちの方で、引き続き該当する方には、申請書を郵送します。また、これから認定証を希望される方には、申請していただくことにより認定証を交付します。交付された認定証を医療機関へ提示すると次のような軽減が受けられます。

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税で、国民健康保険に加入されている70歳未満の方が入院した場合、食事代のみが軽減されます。

●国民健康保険標準負担額減額認定証
世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税で、国民健康保険に加入されている70歳未満の方が入院した場合、食事代のみが軽減されます。

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
世帯主と国保加入者全員が市県民税非課税で、国民健康保険に加入されている75歳未満の方が医療機関を受診する場合、自己負担額と入院時の食事代が軽減されます。

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国民健康保険に加入される現在使用されている国民健康保険高齢受給者証の有効期間が、7月31日で満了となります。

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
新しい受給者証は、7月下旬に発送する予定ですが、届かない場合には国保年金課

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
課へご連絡ください。有効期間が過ぎた国民健康保険高齢受給者証はハサミなどで裁断し破棄してください。

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
対象外です。

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

●国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
国保年金課 443-1139

③10月の年金から天引きされる方

平成27年10月1日から平成28年4月1日までの間に八街市に転入された方や75歳になられた方(2)の方は(表2のとおり) ②後期高齢者医療制度に加入する直前、「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減されます。

①4月の年金から天引きされている方

すでに仮徴収(4月・6月・8月の年金からの天引き)されている方は、決定した保険料から仮徴収を差し引いた残額を、10月から2月に支給される年金から天引きさせていただきます。

②年金から天引きされない方

年金受給額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療制度の保険料を合わせた額が年金額の1/2を超える方は、口座振替や納付書により納付していただきます。納期数は、国民健康保険税や介護保険料と同じ8回(7月から翌年の2月まで)となります。

保険料軽減措置

平成28年度の保険料軽減措置は次のとおりです。「保険料額決定通知書」に軽減額などが記載されていますので、ご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

市県民税非課税世帯で後期高齢者医療制度に加入されている方が高額な外来診療を受けたとき、同じ医療機関で同じ月の窓口での支払いが一定の金額に抑えられるとともに、入院した場合、病院窓口で支払う入院時の医療費負担額と食事代が軽減される認定証交付申請を受け付けています。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入される現在使用されている国民健康保険高齢受給者証の有効期間が、7月31日で満了となります。

国民健康保険標準負担額減額認定証

国民健康保険に加入されている70歳未満の方が医療機関を受診する際、窓口での支払いは自己負担限度額までの支払いとなります。

①後期高齢者医療制度加入

者として世帯主の合計所得が軽減判定以下の世帯は均等割が軽減されます。

【表2】後期高齢者医療保険料(均等割)軽減措置

判定基準 (世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計)		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下 の場合	被保険者全員の所得が0円の場合 (公的年金等控除額80万円として計算)	9割	4,040円
	上記以外の場合	8.5割	6,060円
33万円+ (26.5万円×被保険者の数) 以下の場合		5割	20,200円
33万円+ (48万円×被保険者の数) 以下の場合		2割	32,320円

443-1139

の所得状況により異なります。

後期高齢者医療被保険者証が8月から新しくなります。

後期高齢者医療制度に加入されている方には、新しい被保険者証を7月下旬に簡易書留郵便で郵送します。

届かない場合は国保年金課までご連絡ください。

新しい被保険者証(オレンジ色)は、有効期限が平成29年7月31日までとなります。

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139

国保年金課 443-1139